

# 親子で元気な体づくり!! キッズはじめて 体験塾

お父さん  
も大歓迎

ちやれんじクッキング		親子エクササイズ	
日時	8月6日(火) 午前10時～午後0時30分 受付：午前9時45分～	8月13日(火) 午前10時～正午 受付：午前9時45分～	
場所	保健センター 2階 栄養改善室	保健センター 2階 講堂	
対象者	5～6歳児とその保護者		
定員(先着順)	8組	12組	
内容	調理実習、食育講話	親子で体操、歯のお話	
参加費	1人につき500円(親子で1,000円)	無料	
持ち物	エプロン、三角巾(髪の毛を覆うもの)、子ども用お箸、子ども用上履き	運動できる服装、靴、水分補給できるもの	

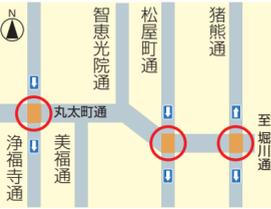
**申込み** 7月1日(月)午前8時30分から電話で受付。  
 ※どちらか1日のみの参加も受付  
 ※対象年齢以上の兄弟姉妹のご参加はご相談ください。  
 ☎＝健康づくり推進課人保健・医療担当 ☎432-3221

## 歩車分離式信号への変更について

断りましたが、歩行者と車の通行を分離したことで、より安全に横断いただけるようになりました。

この変更により、車道を走行する自動車は、車専用の信号に従って通行することになります。ただし、今出川通・丸太町通とも、自転車は歩道を徐行して通行することができますので、歩道から横断歩道を渡る自転車は、歩行者用の信号に従ってください。この場合、歩行者の妨げにならないようにご注意ください。

☎＝上京警察署 ☎406-5001  
 10、上・御前通今小路下の馬喰町交差点(1)



## 平成25年度分の国民健康保険料納入通知書は今月中旬にお送りします

平成25年度分の国民健康保険料をお知らせする保険料納入通知書を、今月中旬にお送りします。

現在、保険料を納付書で納めていただいている世帯には、保険料納入通知書に口座振替の申込と併せて納付方法の変更を保険年金課へお申し出ください。

なお、保険料の納付が困難な事情があるときは、減額が適用される場合がありますので、7月末までのなるべく早い時期にご相談ください。

## 新しい後期高齢者医療保険証をお送りします

現在お持ちの後期高齢者医療保険証は、7月31日で有効期限が切れるため、新しい保険証を7月中旬に郵送します。

8月1日以降に新しい保険証を提示せずに受診した場合は、いったん医療機関等の窓口で医療費の全額をお支払いいただく場合がありますのでご注意ください。

☎＝保険年金課資格担当 ☎441-5130  
 ☎＝プレハブ棟1階(番窓口)

## 上京区地域介護予防推進センター各種教室のご案内

- 「ジョギング」(運動器の機能向上プログラム)(全12回)
- ①日時 7月3日～9月25日の毎週水曜日午前11時～正午(8月14日休み)
- 会場 花友じゅんたい
- ②日時 7月3日～9月25日の毎週水曜日午後1時30分～2時45分(8月14日休み)
- 会場 小川自治会館
- 内容 ストレッチ、下肢筋力向上・バランス能力向上・転倒予防運動、体力測定・講話など
- 定員 10名程度(先着順)
- 「食業塾」栄養改善プログラム(全6回)
- 日時 7月12日(金)・8月9日(金)・9月13日(金)・

こんなときは  
**土木事務所にご連絡ください**

土木事務所では、道路の安心・安全確保のため、パトロールを行い、危険箇所を早期に発見し、補修等を行っています。また、近年多発している局部的集中豪雨等による災害時にも出動し、道路の安全確保に努めています。道路の陥没、市街地の球切れ等の際には、土木事務所にも連絡・ご相談ください。

☎＝市北部土木事務所 ☎442-3011  
 ※休日・時間は、夜間・休日緊急受付センターで対応します。



▶**第59回上京区ソフトボール大会**  
 上京区体育振興会連合会主催による第59回上京区ソフトボール大会が4月21日に開催され、1部、2部合わせて17チームが参加しました。

好プレーが随所に見られる熱戦の結果、1部は正親体振チーム＝写真＝、2部は待賢体振チームが優勝しました。

1部優勝の正親体振チームは、7月28日に開催される京都市ソフトボール大会に、上京区代表として出場します。

▶**第16回上京区ペタンクチャンピオン大会**  
 上京区体育振興会連合会主催による第16回上京区ペタンクチャンピオン大会が5月12日に開催され、21チームが参加しました。

大会結果は以下のとおりです。  
 優勝 出水体振Cチーム＝写真＝  
 2位 出水体振Aチーム  
 3位 桃園体振Bチーム

上位入賞チームは、11月3日に開催される市民スポーツフェスティバルに、上京区代表として出場します。

住宅耐震改修に係る  
固定資産税の減額制度

昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事が50万円を超える(3月31日までに契約されたもの)については30万円以上ものについて、床面積1坪までの部分の固定資産税額の2分の1が減額されます。改修工事が完了した後は完了日から3か月以内に必要書類を添付のうえ申告してください。

☎＝固定資産税課課長 ☎441-5006  
 ☎＝プレハブ棟2階(番窓口)

## ひとり親家庭等医療費支給制度

母子家庭の児童とその母等が医療機関を受診された場合に窓口で支払われる医療費(健康保険の自己負担額)を支給する母子家庭等医療費支給制度が、8月から父子家庭の児童とその父等を対象に加える(ひとり親家庭等医療費支給制度)にかかります。

対象 市内在住で、健康保険に加入しており、次のいずれかに該当される方。ただし、所得制限額(8月から現行の児童扶養手当の所得制限額額に見直し)以上の所得を有する扶養義務者がある場合は対象となりません。

① 生計を一にする父又は母のない児童(児童が18歳になつてから、最初の3月31日までが対象)

② ①の児童を1人ずつにす

夏季特別生活相談及び特別生活資金貸付

疾病、不測の事故などのため、お盆の時期に生活に困られる世帯に対して生活相談を行うとともに、必要と認められる世帯に夏季特別生活資金の貸付を行います。

相談日時 7月9日(火)・12日(金)・午前9時～11時30分、午後1時～3時

実施日時 7月24日(水)

貸付場所 校舎棟2階第4会議室

貸付内容 世帯員1人3万円を自家用に1世帯15万円を限度とします。担保・保証人は不要で無利子。2年以内原則均等月賦で返済(1か月以上3か月以内の据置期間あり)。

※ボナス等の臨時収入があるか他の返済制度により貸付を受けられる世帯、生活保護受給中の世帯、中国残留邦

## けんこう情報

**肉はよく焼いて食べましょう!**

夏季を迎えるこれからの季節は、細菌による食中毒が発生しやすくなります。食中毒の原因となる細菌にはたくさん種類がありますが、その中でも、発生件数が多かったり、幼児の重症化事例が発生したりして問題となっているのが、腸管出血性大腸菌(O-157、O-山など)、カンピロバクターによる食中毒です。

肉には腸管出血性大腸菌、カンピロバクターなどの食中毒をおこす細菌が付いている場合があります。これらの細菌は少量でも感染します。体の中に入ると、腹痛、下痢、発熱、嘔吐などを引き起こします。特に抵抗力の弱い子どもや高齢者は、重い症状になります。合併症を起して死する例もあります。

○**食中毒を防ぐには**…  
 ・肉に付着する菌をゼロにすることは困難です。ただこれらの細菌は熱に弱いので、十分に加熱して食べれば、食中毒にはなりません。肉を食べる時は中まで十分に火をおこしましょう(中心が75度の状態で1分間の加熱が目安です)。

○**もしも体調が悪くなったら**…  
 ・腹痛、下痢、発熱、嘔吐などの症状が現れたら、すぐ医師に診てもらいましょう。  
 ・トイレに行った後、食事前などはしっかり手を洗いましょう。

☎＝衛生課 ☎442-3021

## 区社協通信

第3期上京区地域活動指針(計画)を策定しました!

上京区の福祉のまちづくりを進めるため、平成25年度から5年間に渡る活動指針を策定しました。策定にあたっては、地域福祉活動されている方や福祉関係者に委員となっていただき、さまざまな福祉課題に対応できるような意見交換を行いました。また、地域活動団体のヒアリングを行い、幅広い住民の意見の反映に努めました。

テーマは、第2期に引き続き「つながり手と手す

すめよう福祉のまちづくり」  
 ・「ええなあ 上京 だいすき 上京」です。  
 ・今後冊子として配布予定です。広く地域の皆様にご覧いただきたく思います。

研修日時 7月22日(月)・31日(水)・8月8日(木)・午後1時30分～4時30分  
 ※3日間のすべての受講が必要です。

会場 ひこ・まち交流館京都3階 第4・5会議室  
 (下京区河原町五条下る東側)

申込み 7月12日(金)までご連絡ください。  
 ☎＝上京区社協 ☎442-9506  
 ☎＝堀川通中井西入一筋下る 元寮小学校内

## 市・府民税 第1期分の納期限は、7月1日

○平成25年度の市・府民税については、①自営業者等の方は6月10日付で、「市・府民税の納税通知書」を、②給与所得者の方にはお勤め先を通じて、「市・府民税特別徴収税額の決定通知書」をお送りしています。

○納期限を過ぎると、延滞金がかかることがありますのでご注意ください。

○市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。

○課税内容：①は市市民課市税担当 ☎441-5072、②は市法人税務課 ☎213-5246

○納付相談・納税課 ☎441-5096  
 口座振替：市納税推進課 ☎213-5466

---

**税金のおはなしQ&A** 納期が過ぎてから市税を納める場合の延滞金は?

Q 私は、固定資産税・都市計画税の平成25年度第1期分(納期限：平成25年4月30日)65,000円の納税を忘れておりましたが、延滞金は掛かるのですか。

A 納期限を過ぎますと、税金のほかに延滞金を納めていただくこととなります。この延滞金は、未納税額に次の割合を乗じて求められた金額を合算したものととなります。

①納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間は年4.3% (平成25年1月1日以降)  
 ②納期限の翌日から1か月経過後納付の日までは年14.6%

7月16日に納税する場合の延滞金は次のとおりです。

(1) 5月1日から5月31日までの期間(31日間)  
 65,000円×4.3%×31日÷365日＝237円(1円未満の端数四捨入)  
 ＝237円(1円未満の端数四捨入)

(2) 6月1日から7月16日までの期間(46日間)  
 65,000円×14.6%×46日÷365日＝1,196.0円(端数処理しない)

求める延滞金は、(1) + (2) = 237円 + 1,196.0円 = 1,433.0円 = 1,400円(100円未満の端数四捨入)

なお、平成26年1月以降の期間については、延滞金の計算式が変更されます。  
 ☎＝納税課 ☎441-5096

---

正解者の中から、抽選で3名の方に記念品を差し上げます。

はがきに、答え住所・氏名・年齢・本紙への感想等(感想は紙面で掲載の場合あり)をご記入のうえ、〒685-1101 上京区役所「かみきょう」係まで、締切りは6月30日(消印有効)。

前回の正解は  
 新島旧邸です。  
 多数のご応募ありがとうございました。

寺町丸太町上るにある新島旧邸は、「八重の桜」の主人公の新島八重が夫の襄と

日時 7月9日(火)  
 午後1時30分～3時  
 場所 地域力推進室(5階担当)  
 (校舎棟1階番窓口) ☎211-1100  
 ☎＝京都市行政評価事務局